

平成 13 年 3 月 13 日

各 位

上場会社名 株式会社 近畿大阪銀行
コード番号 8371
本社所在地 大阪府中央区城見1丁目4番27号
上場取引所 東証市場第一部
大証市場第一部
決算期 年1回(3月31日)

優先株の発行について

株式会社近畿大阪銀行(頭取 高谷 保宏)は、本日開催の取締役会において、株式会社近畿大阪銀行第一回優先株式の発行を決議いたしました。

本優先株式は、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」による公的資金受入のため、同法の定めるところにより金融庁が株式の引受けを承認することを条件とすること、並びに各種法令に基づく届出、許認可の効力発生を条件として、下記要領にて発行するものであります。

記

優先株式の発行概要

- | | |
|--------------------|---------------------------------|
| 1. 株式の種類 | 株式会社近畿大阪銀行第一回優先株式(以下「本優先株式」という) |
| 2. 発行株式数 | 無額面優先株式 120,000,000 株 |
| 3. 発行価額 | 1 株につき 500 円 |
| 4. 発行価額の総額 | 60,000,000,000 円 |
| 5. 発行価額中資本に組入れない額 | 1 株につき 250 円 |
| 6. 資本組入額の総額 | 30,000,000,000 円 |
| 7. 発行方法 | 株式会社整理回収機構に直接全額割当てる方法による。 |
| 8. 払込期日 | 平成13年4月25日(水曜日) |
| 9. 配当起算日 | 平成13年4月26日(木曜日) |
| 10. 本優先株式の内容に関する事項 | |

(1) 優先配当金

本優先株式の株主(以下「本優先株主」という)に対しては、優先配当金を支払うものとし、その内容については以下のとおりである。

イ. 優先配当金の額

毎年3月31日現在の本優先株主に対し、普通株主に先立ち本優先株式1株につき6円80銭の優先配当金を支払う。ただし、平成13年4月26日から平成14年3月31日までの340日間に対する優先配当金については、本優先株式1株につき6円33銭を支払う。

ロ．非累積条項

ある営業年度において本優先株主に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

ハ．非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

二．優先中間配当金の額

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の本優先株主に対し、普通株主に先立ち本優先株式1株につき3円40銭の中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき500円を支払う。本優先株主に対しては、前記の500円のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、当行の発行する各種の優先株式と同順位とする。

(4) 本優先株式の消却

当行は、いつでも本優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって、当該買入価額により消却することができる。

(5) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 株式の併合または分割、新株引受権等

当行は、法令に別段の定めある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。また、本優先株主に対し、新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

(7) 普通株式への転換

本優先株主は、本優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

イ．転換を請求し得べき期間

平成14年1月1日から平成27年3月31日までとする。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

ロ．転換の条件

本優先株式は下記の転換の条件で、当行の額面普通株式（以下「普通株式」という）に転換することができる。

(イ) 当初転換価額

当初転換価額は、平成14年1月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当初転換価額の下限は125円（以下「下限転換価額」という）とする。

なお、上記45取引日の間に下記（ハ）に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は（ハ）に準じて調整される。

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成15年1月1日から平成27年1月1日までの毎年1月1日(以下それぞれ「転換価額修正日」という)における当該転換価額修正日現在における時価に修正される。ただし、当該時価が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。

この場合に使用する時価は、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

なお、上記45取引日の間に下記(ハ)に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は(ハ)に準じて調整される。

(ハ) 転換価額の調整

- A. 本優先株式発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、転換価額(下限転換価額を含む)を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という)により調整する。ただし、転換価額調整式により計算される転換価額が普通株式の額面金額の2倍の額を下回る場合には、普通株式の額面金額の2倍の額をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (A) 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、払込日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (B) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日がある場合はその翌日以降、また株式の分割のための株主割当日がない場合は商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

- (C) 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合

調整後の転換価額は、その証券の発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその割当日の翌日以降これを適用する。

- (D) 普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券であって、転換価額または新株引受権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日(以下「価額決定日」という)の時価を基準として決定されるものとされている証券を発行した場合において、決定された転換価額または行使価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合
調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する証券の全額が転換またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- B. 上記(八)A.に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額(下限転換価額を含む)の調整を必要とする場合には、当行取締役会が合理的に相当と判断する転換価額に変更される。
- C. 転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日(ただし、上記(八)A.(B)ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(八)A.またはB.に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、調整後転換価額は、上記(八)A.またはB.に準じて調整される。
- D. 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその株主割当日の、また株主割当日がない場合は次に定める日における当行の発行済普通株式数とする。
- (A) 株式の分割を行う場合は、商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日
- (B) その他の場合には、調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日
- E. 転換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、(1)上記(八)A.(A)の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)(2)上記(八)A.(B)の株式分割により普通株式を発行する場合は0円、(3)上記(八)A.(C)の時価を下回る価額をもって普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合には、当該転換価額または新株引受権の行使価額、(4)上記(八)A.(D)の決定された転換価額または行使価額が転換価額調整式の時価を下回る場合には、当該転換価額または新株引受権の行使価額をそれぞれいうものとする。
- F. 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(二) 転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(ホ) 転換により発行する株式の内容

株式会社近畿大阪銀行額面普通株式(現在1株の額面金額50円)

(ヘ) 転換請求受付場所

株式会社だいこう証券ビジネス

(ト) 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求に要する書類及び本優先株式の株券が上記(ヘ)に記載する転換請求受付場所に到達したときに発生する。ただし、本優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

(チ) 普通株式への一斉転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった本優先株式は、平成27年4月1日(以下「一斉転換日」という)をもって、本優先株式1株の払込金相当額をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。

この場合に使用する時価は、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

ただし、当該時価が普通株式の額面金額または下限転換価額のいずれか高い金額を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。

上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(リ) 期中転換または一斉転換があった場合の取扱

本優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(ヌ) 転換により発生する単位未満株式の買取

本優先株式の転換により単位未満株式が発生する場合、当行は、商法に定める単位未満株式の買取請求がなされたものとしてこれを買取る。

11. 上記各条項については、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第143号)に基づく承認等、並びに各種の法律に基づく届出、許認可の効力発生を条件とする。

以上